

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 41

処 分 名	高額障害児通所給付費の支給	
処 分 の 概 要	月ごとに世帯での利用者負担額の合算額が基準額を上回る場合に、上回って支払った金額の助成(償還払い)を行う。	
根 拠 法 令 名	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	
条 項	第21条の5の12第1項	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	60日	
標 準 処 理 期 間	計	60日
審 査 基 準	<p>障害児通所給付費等の通所給付決定等について、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について及び、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引きを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 児童福祉法 第二十一条の五の十二 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額(厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。</p> <p>障害児通所給付費等の通所給付決定等について 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

支給申請



通所給付費等の負担額を確認



支給決定



通知書交付

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。